○国土交通省告示第百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項及び第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項Ａの美立川飛行場の項の次に次のように加える。

調布飛行場	N35°40′ E139°32′

第一項Ａの美石垣空港の項を次のように改める。

新石垣空港	N24°24′ E124°15′

第一項Ｂ中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

第二項の表石垣空港の項を次のように改める。

新石垣空港	新石垣管制圏	新石垣空港の標点（N24°24′ E124°15′）を中心とする半径９㎞の円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２４年（へ）第２４８号

東京都板橋区加賀２丁目３番１―214号　加賀ガーデンハイツ
申立人　佐藤　哲郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月16日
平成25年１月23日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　11903
金額　10,000,000円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行板橋支店
支払地　東京都板橋区
振出日　平成22年11月９日
振出地　東京都板橋区
振出人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行板橋支店
支店長　堀川　　勇
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２５１号

三重県津市城山２丁目17番５号
申立人　株式会社和田建設工業
代表者代表取締役　和田　　清
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月16日
平成25年１月23日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＬ284792
金額　589,050円
支払期日　平成25年２月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三井住友銀行東京営業部
振出日　平成24年10月15日
振出地　東京都新宿区
振出人　株式会社熊谷組　取締役社長　大田　弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２５２号

長野市若穂保科3099番地の１
申立人　株式会社松本建業
代表者代表取締役　松本　一夫
申立人代理人弁護士　小林　　正
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月16日
平成25年１月23日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＥ71829
金額　5,000,000円
支払期日　平成24年12月20日
支払地　東京都新宿区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新宿西支店
振出日　平成24年８月20日
振出地　東京都新宿区
振出人　大和小田急建設株式会社　代表取締役　金久保篤司
受取人　長野金属工業株式会社
裏書人　長野金属工業株式会社　代表取締役　大久保　昭
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号

宮城県塩竈市尾島町10番18号
申立人　株式会社高山
代表者代表取締役　高山　宏敏
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月16日
平成25年１月23日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＧＯ14925
金額　1,276,695円
支払期日　平成24年２月29日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行本店
振出日　平成23年12月26日
振出地　東京都中央区
振出人　リコージャパン株式会社　代表取締役　佐藤　邦彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＧＯ14926
金額　1,431,990円
支払期日　平成24年３月15日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第２号

大阪市中央区備後町１丁目６番15号
申立人　日本建設株式会社
代表者代表取締役　日野　直行
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月16日
平成25年１月23日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＩ83791
金額　7,600,000円
支払期日　平成25年５月５日
支払地　東京都文京区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行春日町支店
振出日　平成24年12月28日
振出地　東京都文京区
振出人　日本建設株式会社　代表取締役社長　日野　直行
受取人　株式会社中京鈑金工業所
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第４号

埼玉県所沢市北秋津123番地
申立人　小島　弘子
申立人代理人弁護士　加藤　久勝
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月16日
平成25年１月23日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（⑶⑷⑹⑻⑿は線引）　20通
⑴小切手番号　ＫＢ139308
金額　4,000,000円
支払人　巣鴨信用金庫池袋支店
支払地　東京都豊島区
振出日　白地
振出地　東京都豊島区
振出人　株式会社徳永工務店　代表取締役　戸澤　貞夫
最終所持人　申立人
⑵小切手番号　ＫＢ139311
金額　4,500,000円
振出日　平成23年10月31日
⑶小切手番号　ＫＢ139318
金額　6,000,000円
振出日　白地
⑷小切手番号　ＫＢ139346
金額　5,000,000円
振出日　白地
⑸小切手番号　ＫＢ139350
金額　3,600,000円
振出日　白地
⑹小切手番号　ＫＢ142753
金額　5,000,000円
振出日　白地
⑺小切手番号　ＫＢ142756
金額　1,500,000円
振出日　白地